



違反対象物の公表制度の紹介 公表制度の効果等について

東京消防庁予防部査察課

はじめに

火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第64条の3等に基づく「違反対象物の公表制度」が、平成23年4月1日に施行された(表1、表2)。

公表制度は、防火対象物を利用する都民自らが防火対象物の安全情報(注参照)を確認し、防火上の安全性を判断できるよう、消防機関が立入検査で把握した違反を当庁ホームページ等で知らせるもので、平成24年9月30日現在、88棟の防火対象物を公表している(違反が是正され、削除されたものを含めると182棟となる)。

また、防火安全体制を強化するため、消防機関が公表するだけでなく、都民が地域ぐるみで防火意識の向上に取り組む仕組みとして、平成22年11月に当庁と東京都商店街振興組合連合会及び

東京都商店街連合会と締結した「地域の防火安全体制強化の推進に関する協定」に基づき、各消防署と各商店街等においても協定を締結するなど防火に関する連携を図っている。

本稿では「公表制度が防火対象物の安全性の向上にどのように寄与したのか」を公表制度に係る複数の取組みのデータから紹介する。

違反対象物の公表制度とは

(1)都民自らが建物の使用を判断できる制度

本制度は、防火対象物を利用する都民自らが防火対象物の安全情報を確認し、利用を判断できるように、消防機関が立入検査で把握した違反を公表する。

(2) 消防用設備等が未設置等のものを公表

当庁管内の防火対象物における次のア、イの違反について、当該違反内容を関係者に通知してから一定期間経過後においても同一の違反が認められる場合に公表する。

ア 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置による設置義務違反（違反指摘後14日を経過した日においてなお同一の違反が認められた場合に公表）

イ 防火管理者の選任義務がある飲食店、遊技場又は雑居ビル等（(2)項、(3)項又は(16)項イ）におけ



図1 地図情報

表1 火災予防条例(昭和37年3月31日東京都条例第65号)抜粋

- 第64条の3 消防総監は、防火対象物の設備、管理等の状況が法、令及びこの条例の規定に違反する場合は、都民が当該防火対象物を利用する際の判断に資するため、その旨を公表することができる。
- 2 消防総監は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該防火対象物の関係者にその旨を周知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表等の手続は、規則で定める。

表2 火災予防条例施行規則(昭和37年6月26日東京都規則第100号)抜粋

第25条の3 条例第64条の3第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、次項第1号の違反にあつては令別表第1に掲げるものとし、次項第2号の違反にあつては法第8条第1項の防火対象物で令別表第1(2)項、(3)項及び(16)項イに掲げるものとする。

2 条例第64条の3第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、法第4条第1項に規定する立入検査によつて認められた前項の防火対象物に係る違反のうち次に掲げるものの内容とする。

- (1) 法第17条第1項の政令で定める技術上の基準及び同条第2項の規定に基づき条例で定める技術上の基準に従つて設置すべき屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない防火対象物に係る当該義務違反
- (2) 次の表の上〔左〕欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表下〔右〕欄に定める方法により数えた防火対象物の管理等に関する義務違反が、(1)の関係者に係る一の防火対象物又はその部分に同時に2以上ある場合における当該義務違反（以下「複数管理義務違反」という。）。ただし、当該立入検査の実施日前3年以内に、同一の関係者が複数管理義務違反をしたことがある防火対象物又はその部分におけるものに限る。

【表省略】

第25条の4 条例第64条の3第3項の規則で定める公表等の手続のうち公表の方法は、次に掲げるものとし、立入検査の結果を通知した日から、前条第2項第1号の違反にあつては14日、同項第2号の違反にあつては2箇月を経過した日においてなお同一の違反が認められる場合に公表するものとする。

- (1) 東京消防庁ホームページへの掲載
- (2) 東京消防庁本部並びに前条第2項各号に規定する違反が認められた防火対象物が存する区域を所轄する消防署並びに当該消防署に置かれた消防分署及び消防出張所での閲覧

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項各号に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項各号に規定する違反の内容（当該違反が認められた位置（同項第2号の複数管理義務違反が認められた場合にあつては、店舗等（防火対象物の部分のうち、店舗、事務所その他これらに類する施設をいう。）の名称及び位置を含む。）を含む。）
- (3) その他消防総監が必要と認める事項

3 消防総監は、公表中の違反が是正されたことを確認した場合、当該違反に係る内容を削除するものとする。

違反是正

る同一の関係者による防火管理又は消防用設備等の維持管理不適等の繰り返し違反（違反指摘後2カ月を経過した日においてなお同一の違反が認められた場合に公表）

(3) 閲覧方法

当庁ホームページと管轄消防署の窓口で、防火対象物の安全情報が閲覧できる。

併せて、当庁ホームページにおいて防火対象物の安全に関する地図情報も掲載している（図1）。

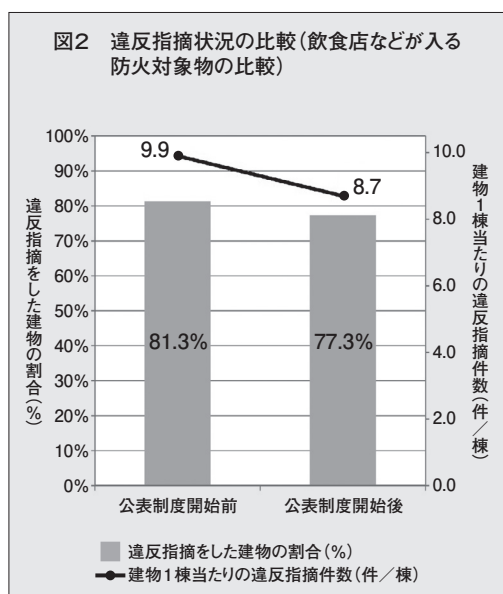
違反指摘状況について

平成24年9月30日までに公表された182棟の内訳は、自動火災報知設備未設置149件、屋内消火栓設備未設置16件、スプリンクラー設備未設置9件、そして繰り返し違反として18棟68事業所の防火管理関係の82件の違反となるが、以下では、制度開始1年間の状況を述べることにする。

(1) 違反指摘状況の比較

飲食店などが入る防火対象物等について、公表制度開始前と公表制度開始後の立入検査実施結果を比較したところ、次の2項目が認められる。

- ①何らかの違反指摘をした防火対象物数の割合が81.3%から77.3%と4.0ポイント減少した。
- ②防火対象物1棟当たりの違反指摘件数も9.9件から8.7件と1.2件（12%）減少した（図2）。



(2) 小規模雑居ビルでの分析

平成21年11月に発生した高円寺南雑居ビル火災を契機として、平成21年11月27日から平成22年1月31日までに緊急一斉立入検査を実施した小規模雑居ビルのうち、公表制度開始後にも立入検査を実施した492棟について違反の発生状況を比較した。

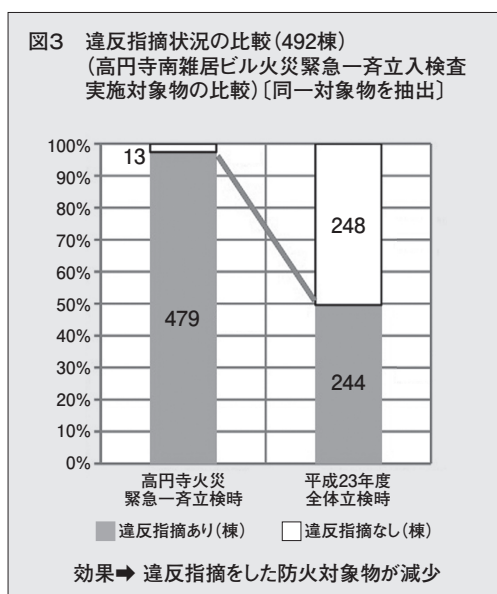
その結果、平成21年度の緊急一斉立入検査では492棟中、479棟に何らかの違反があったものの（違反率97.4%）、公表制度が開始されるにあたり、小規模雑居ビルについては制度を紹介するチラシの配布を特に強化して行った効果が見られたのか、公表制度開始後の立入検査では違反があったものは244棟（違反率49.6%）となり、大幅に違反が減少した（図3）。

公表による是正効果

(1) 自動火災報知設備未設置の是正期間短縮

平成23年度中に91件と最も多く公表された自動火災報知設備の未設置違反対象物について、公表制度開始前の3年間と開始後の是正状況を比較した（各年度とも4月から翌年3月までに是正した防火対象物に対する違反是正に要した日数を比較）。

その結果、過去3年間の是正までの平均日数



は111日間であり、公表後の83日間と比較すると、是正までの期間が28日間（25%）短縮された（図4）。

(2)オーナーの防火意識が向上

公表制度開始後、違反を繰り返している防火対象物の関係者に対して、平成23年度中に公表する旨を通知した8棟65件の違反指摘についての是正状況を見た。

8棟65件の違反指摘のうち、7棟58件は公表する前の2カ月の間に是正された。また、1棟7件の違反については公表となったものの、公表後2週間以内に是正された。

この中には、テナントの違反是正に無関心だった所有者が、公表制度により防火対象物の名称が公表されると聞いたとたん、「ビルの名称が公表されると信用問題にかかわる」と、テナントに対して適法状態にするように強く働きかけ、公表前に全ての違反が是正された事案や、階段への物件存置を繰り返した居酒屋のチェーン店が同じく急ぎ従業員教育を徹底し、物件を除去した事案等が見られた（図5）。

地域における取組み

当庁では、公表制度を効果的に運用していくために、地域の商店街等と連携を図り、以下の取組



みを実施している。

(1)商店街等との協定締結状況等

ア 東京都商店街振興組合連合会及び東京都商店街連合会と当庁との間で協定を締結（平成22年11月）

イ 東京都飲食業生活衛生同業組合に、飲食業界における防火安全対策の推進について協力依頼文を送付（平成23年7月）

ウ 57消防署と259商店街等、また9消防署と10飲食業同業組合支部等（飲食業同業組合、中華料理組合、遊技場組合等）と協定締結（平成24年7月9日現在）

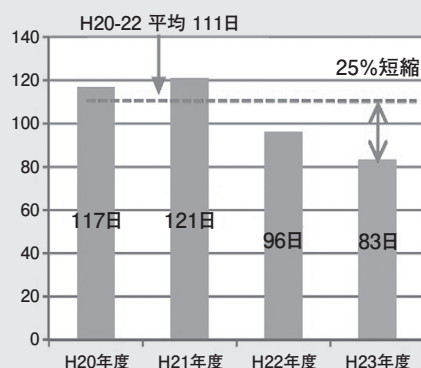
エ 協定締結に基づく連携事例等

(ア)連携事例

○飲食店等からの火災事例の情報提供（表3）

図4 公表による是正効果（消防用設備等未設置）

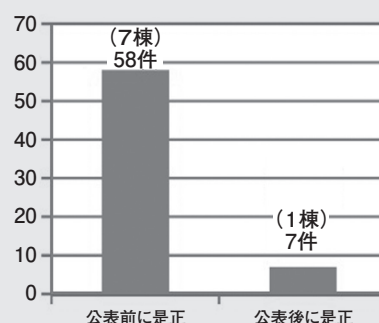
○自動火災報知設備設置義務違反について公表制度の開始前と後の是正に要する日数及び是正率の比較



効果⇒ 是正までの日数が短縮

図5 公表による是正効果（繰返し違反）

○繰返し違反の指摘（8棟65件）について公表を行う立入検査結果通知書交付後の是正件数を比較



効果⇒ 公表に至る前の2カ月間でほぼ是正
なお、公表後においても2週間以内に是正

違反是正

表3 飲食店等からの火災事例(抜粋)〈東京消防庁管内〉

発生日	区市町村	建物概要出火場所	火災概要
7月	千代田区	耐火造地上7階地下1階建て 1階飲食店より出火	中華料理店において油の入った中華鍋に火をつけたまま放置したため、火災に至った。 従業員が中華鍋から炎が大きく立ち上がっているのを発見し、近くにあったタオルを上から覆い被せたが火が消えなかったため、店内に設置している粉末消火器1本を使用して消火した。
	世田谷区	耐火造地上4階地下1階建て 1階飲食店より出火	厨房に設置されているガステーブルの使用により、側面の壁体に貼られているタイルの下地であるベニヤ板が炭火し、伝熱加熱により火災に至ったもの。 ガステーブルとの離隔距離が保たれていなかった。
	多摩市	耐火造地上8階建て 1階飲食店より出火	厨房内で油を鍋に入れ火をかけたまま外出してしまったため、時間の経過とともに油が過熱され発火し、付近の可燃物が焼損したもの。 外出先から帰ってきた店主が消火器を使用して消火した。
	板橋区	準耐火造地上3階建て 1階焼肉店より出火	焼肉をしていた際に火のついた油が無煙ロースターの下方排気ダクトに吸い込まれ、排気ダクト内に付着した油脂に着火し、無煙ロースター及びテーブルが焼損したもの。 火災発生時、従業員の避難誘導により、客7名が屋外へ避難した。 従業員が消火器2本を使用した火は完全には消えず、到着した消防隊が消火した。
8月	新宿区	耐火造地上9階建て 1階飲食店より出火	厨房内のグリラーの網に付着していた油かすが加熱により発火し、グリスフィルター・天蓋・ダクト・天井等が焼損したもの。 火災を発見した従業員が初期消火を試みたが消火できず、消防隊が消火した。
	東久留米市	耐火造地上1階建て 飲食店より出火	店員が古い食用油を凝固させ、処分するためにフライパンに油を入れ、ガステーブルで加熱したままその場を離れたため、時間の経過とともに油が過熱され発火し、火災に至ったもの。 店主が消火器を使用して消火した。
	港区	耐火造地上4階建て 2階飲食店より出火	厨房内で調理中に散った火種が排気口に引き込まれ、排気ダクト内に溜まった油かすに着火し、排気ダクト・調理台が焼損したもの。 従業員等3名で消火器3本を使用した消火できず、消防隊が消火した。 なお、ダクト内部分に設置されたFD(ファイヤーダンパー)が作動せず、延焼が拡大した。
	墨田区	耐火造地上5階建て 1階飲食店より出火	厨房内のガスコンロで、フライパンを乾かすため空焚きをしていところ、炎が立ち上がりガスコンロ付近の油かすに着火し、レンジフード・天井・ダクト・壁体等が焼損したもの。 従業員の避難誘導により客30名が屋外へ避難した。
	千代田区	耐火造地上10階地下1階 地下1階飲食店より出火	閉店後に厨房のオープンを使用中のままカウンターで事務処理をしていたが、そのまま眠ってしまい、オープン背面の断熱材として使用していた木製の板が過熱され、出火したもの。

(維持管理違反に起因すると思われる飲食店からの火災事例を紹介)

※調理中に厨房から離れ外出したことや居眠りをしたことで、火災が発生している事案が多く見られますので、厨房から離れる際には必ず火を消してください。

※コンロ周り及び排気ダクト内部の定期的な清掃・点検をしてください。

※店内に設置してある消火器等の点検を行いましょう。

○公表されている違反対象物や命令情報の情報提供

○ケーブルテレビ、商店街関連サイト、「商店街ニュース」等の業界機関誌等を活用した広報

○商店街イベント等を活用した広報

○商店街や飲食業界と連携した防火講演会、指導会での講演

○商店街に設置した「相談コーナー」を活用した各種施策の普及

(イ)効果事例(消防機関)

○商店街との協定の趣旨を説明したところ商店街会員が所属する建物の違反が是正された。

○繁華街査察において、協定締結商店街に違反がなかった。

○協定締結後、商店街からのイベント参加依頼が急増し、公表制度等を広報する機会が大幅に増えた。

(ウ)効果事例(商店街等)

○「はたらく消防の写生会」の優秀作品を商店街で展示したことで集客が図られ、加盟店に喜ばれた。

○商店街イベント等に消防機関が参加することで、商店街が防火防災に積極的に取り組んでいること等のPRにつながった。

(2)商店街地域における違反指摘状況

商店街地域に存する飲食店などが入る雑居ビル等について、消防署との連携を積極的に行っている商店街の中から7地域を選定し、公表制度開始前と開始後の立入検査実施による違反指摘状況を比較した。

その結果、次の2項目が明らかとなった。

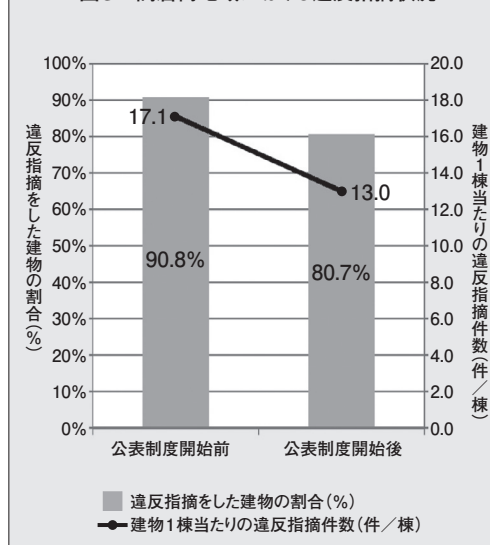
①違反指摘をした防火対象物の割合は90.8%から80.7%と10.1ポイント減少した。

②防火対象物1棟当たりの違反指摘件数は17.1件から13.0件と4.1件(24.0%)減少した(図6)。

おわりに

将来的には、都民の利用頻度が高い防火対象物の安全情報を充実させ、都民がホームページで確認してから当該防火対象物を利用することが常態化していることが望まれる。

図6 商店街地域における違反指摘状況



そのために、各種イベント等の機会を捉え制度のさらなる周知を図り、当庁ホームページの利用者の拡大を図っていく。

また、不動産業界紙への制度活用の依頼文掲載や業界ホームページから当庁の公表ページへのリンクを張ってもらい、併せて公表されている防火対象物情報を取引斡旋時に宅建業者を通じて取引先である賃借人等に提供されるようにするなど、関係業界への働きかけを通して、安全性について判断できる環境を整備し、実効性を高めている。

さらに、消防署との連携を図っている商店街では防火意識の向上等により違反の減少が見られることから、商店街等との協定締結及び連携を進め、火災を発生させないための方策、法令改正等を含めた消防関係の最新情報、違反早期是正方法等の情報を提供することにより、商店街が発信できる情報を増やすとともに、地域の防火防災面におけるブランド化を図ることで、商店街への加盟促進などのメリットを提示していこうと考えている。

これらの取組みを通じて、防火対象物を都民が安心して利用できるよう、これからも尽力していきたい。(文責：機動査察係長 菅野)

(注)防火対象物の安全情報とは、当庁ホームページ上で閲覧できる「優良防火対象物認定表示制度」、「火災予防上の命令対象物」及び「違反対象物の公表制度」のことを言う。